平成２６年（フ）第４２号
北海道北見市北６条西４丁目10番地２　北口マンション２号館１Ｆ―15号
債務者　橋本　正行
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１１８２号
福岡市西区福重団地６番1201号
債務者　熊手　健常
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　孝旨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３４７号
埼玉県草加市氷川町1818番地　マイキャッスル氷川206号
債務者　吉澤　裕子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７７７号
福岡市西区泉２丁目５番36―102号
債務者　折居　伸和
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏田　剛介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０８９号
福岡市博多区板付７丁目10番27号
債務者　山崎真由美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳永　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２１８号
福岡市中央区薬院２丁目５番30号
債務者　西海　　惇
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３２７号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番19―208号、申立時の住所札幌市白石区栄通８丁目３番29号　ブリックス南郷201号
債務者　澤井　佳祐
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２０６号
札幌市東区北22条東１丁目３番28号　１号
債務者　高村　秀樹
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２５２号
札幌市北区北35条西３丁目１番４号　Ｍ・Ｎハイツ３―203号
債務者　小関　泰斗
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３４５号
札幌市北区篠路町拓北30番地673　三誠興業株式会社
債務者　濱埜　幸夫
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３９２号
札幌市南区真駒内緑町３丁目２番５―402号
債務者　佐藤　英幸
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３９３号
札幌市南区真駒内緑町３丁目２番５―402号
債務者　佐藤喜美子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３号
群馬県太田市西新町43番地５　ハイツフレンド太田Ⅲ―103号、前住所群馬県太田市藤阿久町488番地７　パークプレイスＡ―103号
債務者　岡崎　隆一
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２３４号
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2281番地16
債務者　村上　幸江
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４１号
新潟県加茂市桜沢13番12号
債務者　米田　アキ
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第４３号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙1337番地
債務者　田村　伸徳
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第４６号
新潟県三条市曲渕２丁目21番73号、住民票上の住所新潟県三条市直江町４丁目15番５号
債務者　増田美智子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
新潟地方裁判所三条支部